

貯水槽水道の管理

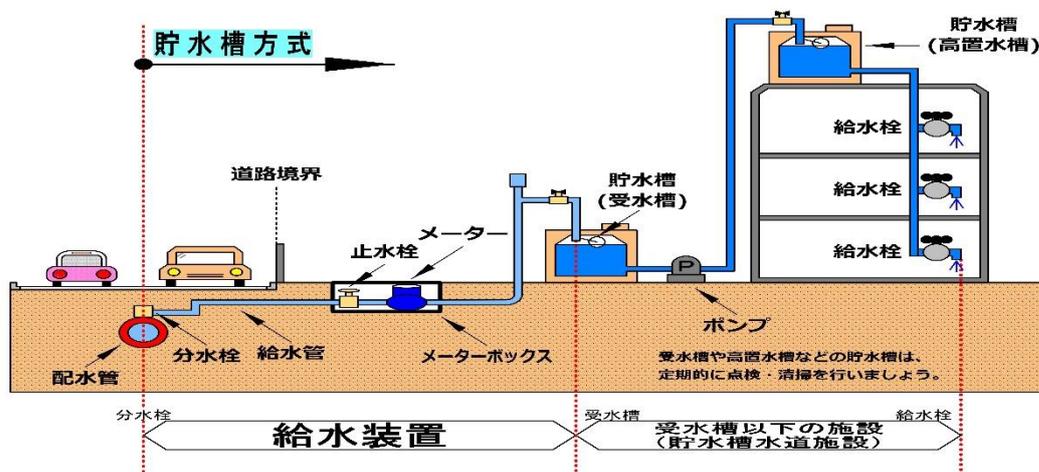


南アルプス市上下水道局

貯水槽水道の衛生管理を徹底しましょう！

貯水槽水道とは？

水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水をいったん貯水槽（受水槽）に受けた後、建物の利用者に飲用水として供給する施設の総称です。その貯水槽の管理が不十分な場合、ゴミや異物の混入、さびの発生などによって、水が汚染される恐れがあります。このため、貯水槽の設置者は日常的な管理のほか、水槽の定期清掃を実施、定期検査を受けることが義務付けられています。



貯水槽の種類は？

貯水槽水道は、貯水槽の有効容量により次のとおり分けられます。



(水槽の有効容量が 10 m^3 を超えるもの)
簡易専用水道 → 水道法に基づく管理

(水槽の有効容量が 10 m^3 以下なもの)
小規模貯水槽水道 → 南アルプス市給水条例・
規程に基づく管理

貯水槽水道設置者の義務とは？

貯水槽の管理はその貯水槽の設置者が自ら管理しなければなりません。

管理の基準

- (1) 貯水槽の清掃
1年に1回以上定期的に貯水槽などの清掃を実施してください。
- (2) 点検
貯水槽の内外を清潔に保ち、定期的に点検等を行い、水が汚染されるのを防止するために必要な措置をしてください。
- (3) 関係者への周知
供給する水が健康を害する恐れがあると知ったときは、ただちに給水を停止し、その水が危険であることを関係者に周知してください。
- (4) 水質の管理
蛇口から出る水に異常を認めたときは、その状況に応じた水質検査を実施してください。

水質検査

- (1) 簡易専用水道につきましては、1年に1回定期的に厚生労働大臣の登録を受けた指定検査機関による検査を受け、安全を確認してください。
- (2) 小規模貯水槽水道につきましては、1年に1回定期的に水質検査（色、にごり、味、におい、残留塩素効果）を行い、安全を確認してください。

貯水槽の管理ポイント

日常の管理について

- (1) 水槽の周辺は清潔で整頓され汚染の原因となるものではありませんか。
- (2) 水槽にひび割れや水漏れはありませんか。
- (3) 水槽内に沈殿物や浮遊物などはありませんか。
- (4) マンホールの蓋は防水密閉型で鍵がかかっていますか、また、防水パッキンは劣化していませんか。
- (5) オーバーフロー管や通気管の防虫網はついていますか、また、腐食していませんか。
- (6) 蛇口等からの水に異常はありませんか。

清掃について

- (1) 水槽内の沈殿物、壁面などの付着物を除去してください。
- (2) 清掃が終了したら、貯水槽内の消毒を実施してください。
- (3) 自己清掃される場合は、衛生面に十分気をつけてください。

自分でできる水質チェック

無色透明なコップに蛇口から水を取り、次の項目をチェックしてください。

(1) 色

- ①無色透明の場合は問題ありません。
- ②茶褐色（赤）の場合は、鉄製の水槽や鉄製の水道管等が腐食している可能性があります。
- ③青系の色の場合は、銅製の水槽や銅製の水道管が腐食している可能性があります。
- ④白色の場合では、時間の経過とともに透明になる場合は、水に空気（気泡）が混ざっており問題はありません。そうでない場合は、亜鉛メッキ鋼管が腐食している可能性があります。

(2) にごり

水槽内が汚れている可能性があります。

(3) におい（異臭がする）

水槽内が汚れているか、汚染物質が混入している可能性があります。
ただし、消毒液のようなにおいは、滅菌するための塩素のにおいなので問題ありません。

(4) 味（水に味がある）

水槽が汚れているか、水道管の腐食等の可能性があります。

もし、水の事故が起こったら

(1) 飲用中止の周知

ただちに給水を停止し、急いで利用者に事故等の状況を知らせてください。

(2) 事故原因の究明

事故が発生した原因を調査してください。

(3) 事故処理の実施

汚染原因の除去と清掃、消毒作業を実施してください。

(4) 再開前の最終確認

給水を開始するときは、水質検査など安全確認をしてから再開してください。

貯水槽水道に関するお問合せは

南アルプス市上下水道局 給排水課 給水担当

TEL 055-282-6409

FAX 055-284-4889